（別紙２）

審査の結果の要旨

氏名　樋口　真魚

本論文は、1931 年の満洲事変への対応をめぐり、国際連盟（以下、連盟）を脱退した日本が、連盟との協力関係を 1938 年に完全に終了させるまでの期間を主たる分析対象とする。連盟脱退後の日本外務省を中心とする政治主体が、恐慌と紛争の時代である 1930 年代に急速にその意味を変容させていった連盟主導の集団安全保障の仕組みをいかに認識し、いかなる政策を立案し、いかに交渉したのかを分析することで、当該期の日本における「集団安全保障外交」の形成過程とその実態を明らかにした。ここにいう集団安全保障とは、「違法な戦争」をおこなう国に対し、国際社会を構成する国々が、主として経済的な制裁を加えることで侵略を止めさせるように促す仕組みをさす。本論文の実質的な考察の対象は、連盟が創設され連盟規約が発効した 1920 年から、国際連合が設立され国連憲章が発効した 1945 年、そして外務省が国連への基本的態度を決定した 1947 年までの時代を広くカバーする。

本論文の分析視角は二つ。第一は、日本外交が、第一次世界大戦から第二次世界大戦に至る戦間期において、連盟規約などの国際法規範に対し、いかなる対応をとったのかについて、連盟事務局、イギリス外務省等との間に展開された折衝過程を描く。第二は、日本外務省内において国際法規範を解釈した主体、対応した人々に注目する。

これまで、戦前期を対象とした日本外交史研究では、「戦争違法化」の世界的潮流に日本が逆行した点に着目するものが多く、経済制裁や各種通商上の制限を違反国に課すことで平和を保持しようとする、連盟による集団安全保障体制への日本側対応を正面から扱った研究は意外にもなかった。英米独の外交史料、連盟の一次史料、日本側の史料を摺り合わせ、十分な実証により、この空白に挑戦した本論文は研究史上、意義がある。

本論文は、以下の諸点を明らかにした。第一に、英仏を受任国としたアフリカ・中近東等の委任統治地域への通商均等待遇を保障していた連盟規約第 22 条が、脱退後の日本に適用されるか否かが問われた事案を検討し、日本が連盟やイギリスから妥協を引き出した交渉過程を分析した。第二に、トルコ海峡の再武装をめぐり英ソが対立した 1936 年のモントルー会議において、当該地域の集団安全保障に関する既存の多国間条約締結国として会議に招集された日本が、地域の集団安全保障という面で、連盟と並存可能な脱退国としての外交路線を採った過程を明らかにした。

集団安全保障という点で、連盟規約と不可分であった 1922 年の九ヵ国条約への目配りが必ずしも十分ではない点等、残された課題はあるものの、それは本論文が研究史上に持つ価値をいささかも減ずるものではないと考える。よって、本委員会は、本論文が博士（文学）の学位を授与するにふさわしいものと判断する。